

懲戒処分書

事務所 神戸市灘区鹿ノ下通一丁目4番8号シティノ六甲R2ビル5F
司法書士 玉置 耕助
生年月日 昭和60年11月2日生
※すでに兵庫県司法書士会を退会済みであり、上記事務所は退会時のものである。

上記の者に対し、次のとおり処分する。

主 文

司法書士法（昭和25年法律第197号）第47条第2号の規定により、令和元年12月25日から起算して、3か月の業務の停止に処する。

処分の事実及び理由

第1 処分の事実

当局の調査、兵庫県司法書士会の調査及び司法書士玉置耕助（以下「被処分者」という。）の供述によれば、以下の事実が認められる。

- 1 被処分者は、兵庫県司法書士会に司法書士の登録（平成22年4月7日兵庫第1678号）を受け、上記肩書事務所において司法書士業務を行っていたが、令和元年5月30日付けで同会から退会した者である。
- 2 被処分者は、平成30年9月24日から同年10月6日頃までの間に、インターネットにより検索した者と共謀の上、中華人民共和国内又はその周辺において、生年月日欄に、実年齢より5歳若い生年月日等を表記した兵庫県公安委員会名義の運転免許証を偽造した。
- 3 平成31年4月10日、有印公文書偽造の罪により、大阪府警察により逮捕された。
同月26日大阪地方検察庁堺支部により超訴され、その後、大阪地方裁判所堺支部で行われた第1回公判において、起訴事実を認めた。
- 4 同年9月13日、有印公文書偽造の罪により懲役1年6月、執行猶予3年とする判決が言い渡された。

第2 処分の理由

- 1 上記の事実は、兵庫県司法書士会及び当局の調査等から明らかであり、その行為は、刑法（明治40年法律第45号）第155条第1項の公文書偽造等の罪を構成するものであり、司法書士法第2条（職責）、同法第23条（会則の遵守義務）、兵庫県司法書士会会則第87条（品位の保持等）、同会則第106条（会則等の連守義務）の各規定に違反する。
- 2 被処分者の行為は、常に品位を保持し、業務に関する法令及び実務に精通して、公正かつ誠実に業務を行い、また、国民の権利の保護に寄与すべき職務を有する司法書士としての自覚を欠き、司法書士に対する国民の信頼を失墜させるものであって、その責任は極めて重大である。

しかしながら、被処分者には、これまで処分歴はなく、関係機関の調査にも協力的であり、本件の重大性を認識し深く反省している等、改悛の情が顕著であると認められる。

よって、これら事情を考慮して、被処分者を主文のとおり処分する。
なお、この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に法務大臣に対して審査請求をすることができる。
おって、この処分につき、取消しの訴えを提起しようとする場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣になる。）提起しなければならない（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができない。）。ただし、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内、又は当該裁決の日の翌日から起算して1年以内に提起しなければならない。

令和元年12月25日
神戸地方法務局長 石 打 正 己